

支援に関わる  
機関のための



# 松江市 身寄りがない人への 支援ガイドライン

令和4年4月



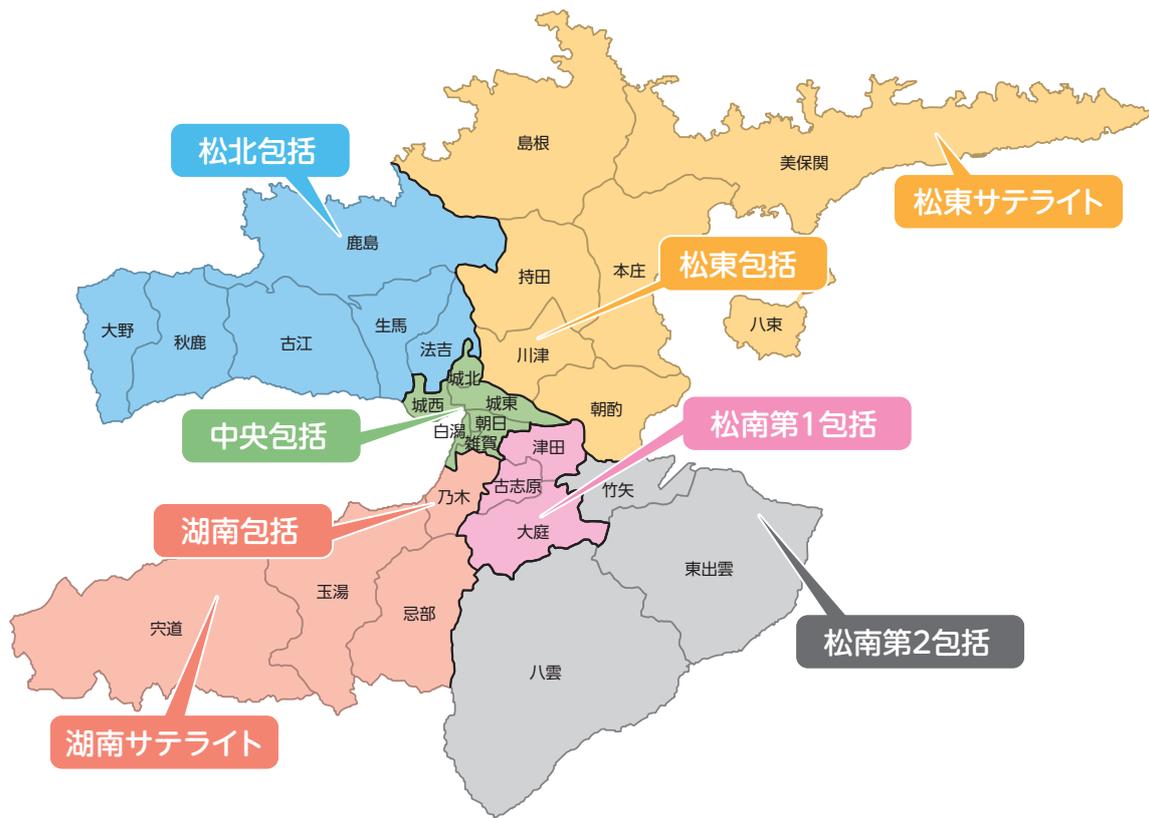
松 江 市



松江市社会福祉協議会



## 松江市内地域包括支援センター（ふくしなんでも相談所）



担当センター	地域（公民館区）	住所・TEL
松東地域包括支援センター	朝酌、川津、本庄、持田、島根、美保関、八束	西川津町825-2 シルバーワークプラザ TEL. 24-1810
松東地域包括支援センターサテライト		美保関町下宇部尾61-2 松江市美保関支所 TEL. 72-9355
中央地域包括支援センター	城北、城西、城東、白湯、雑賀、朝日	千鳥町70 松江市総合福祉センター TEL. 24-6878
松北地域包括支援センター	法吉、生馬、古江、秋鹿、大野、鹿島	鹿島町佐陀本郷640-1 松江市鹿島支所 TEL. 82-3160
松南第1地域包括支援センター	津田、大庭、古志原	大庭町735 TEL. 60-0783
湖南地域包括支援センター	乃木、忌部、玉湯、穴道	乃白町32-2 松江市保健福祉総合センター TEL. 24-1830
湖南地域包括支援センターサテライト		穴道町上来待213-1 穴道健康センター TEL. 66-9355
松南第2地域包括支援センター	竹矢、八雲、東出雲	東出雲町揖屋1216-1 東出雲保健相談センター TEL. 52-9570
松江市社会福祉協議会地域福祉課	全市	千鳥町70 松江市総合福祉センター TEL. 22-7830

地域包括支援センターにコミュニティソーシャルワーカーを配置し、ふくしなんでも相談を受けています。

（令和4年4月現在）

# 目次

<b>1</b>	ガイドラインの目的と考え方	1
<b>2</b>	みんなの願いを実現するための3本の矢	2
<b>3</b>	「支援者役割分担シート」とガイドラインの活用方法	4
<b>4</b>	身寄りがない人を支えるチーム作りを進めるために	5
<b>5</b>	身寄りがない人に役立つ社会資源	
	(1) 「生活の不安」	6
	①地域で孤立している・相談できる人がいない	6
	②先々のことを考えると不安になる	8
	(2) 「生活上の困りごと」	9
	①経済的に苦しくて生活に困っている	9
	②住むところがない	11
	(3) 「災害への備え」	11
	①災害への備えや起きたときの対処はどうしたらいいの	11
	(4) 「身体不安」	13
	①急な体調不良や救急搬送の時どうしよう	13
	②理解や判断する力が衰えたときどうしたらいいの	14
	(5) 「入院・入所に関する支援と手続き」	16
	①病院や施設で緊急連絡先を求められた	16
	②医療や福祉サービスの契約・手続きが必要なとき	18
	③入院・入所中に必要な物品の準備など身の回りの支援が必要なとき	18
	④退院時の支援が必要なとき	19
	(6) 「ご葬儀の不安」	21
	①死亡時の遺体・遺品の引き取り、葬儀等に関すること	21
<b>6</b>	資料編	22
	支援者役割分担シート	23
	支援者役割分担シート記載例	26
	成年後見制度について	29
	医療に係る意思決定が困難な場合の対応について	30
	人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	31
	身元保証人・身元引受人がない時の医療や介護サービスの利用について	33
	松江市内病院 相談窓口一覧	34
	松江市身寄りがない人への支援ガイドライン策定委員会名簿	35

# 1

## ガイドラインの目的と考え方

### ① 本ガイドラインの対象となる人

本ガイドラインの対象となる人は、次の通りです。

- ・ 家族や親族がいない人
- ・ 家族や親族に連絡がとれない人
- ・ 家族や親族の支援が受けられない人

支援に関わる機関や関係者の方は、このような背景のある方への支援を行う際に困難を感じる場合は、積極的に本ガイドラインを活用してください。

### ② ガイドラインの目的

松江市においても、少子高齢化や核家族化が進行しています。特に一人暮らしの高齢者世帯は、平成18年の7,136世帯から令和2年の14,762世帯まで、大幅に増加しました。1世帯の平均人数では、平成18年の2.54人から令和2年の2.19人まで減少しています。松江市全体の世帯数自体は増加していることから、全世帯に占める一人暮らし世帯の割合は上昇していると考えられます。

このような中で、「家族と連絡がつかない」「家族の支援が得られない」などのケースも増加しています。平成30年度に松江市社会福祉協議会では、介護サービス事業者を対象とした『身寄りがない人への支援に関するアンケート調査』を実施しました。その結果「身寄りのない方への支援が必要」と回答した介護サービス事業者の割合は、約84%でした。高齢者は、加齢による体調変化・不良により、医療や介護サービスの需要が高まります。そのため「医療行為の同意」や「死亡時の対応」について、支援の必要性が高いことが分かりました。

さらに医療機関においても、身寄りがない入院患者の増加により、治療に関わる方針決定や意思決定支援に困っているという声がかかるようになりました。令和元年には、厚生労働省が「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を示しました。このガイドラインを基に、松江市の実情に即した対応策をまとめることが課題となりました。

身寄りがないことは、今や珍しい状況ではありません。たとえ身寄りがなくても、必要な医療を受けたり、介護サービスを利用することは、当然の権利として保障されなくてはなりません。また身寄りがない人の支援に関わる機関に対しても、リスクや負担を軽減する必要があります。本ガイドラインにより、こうした問題が解消されることを目的としています。

### ③ 自己決定の尊重とチームアプローチ

本ガイドラインは、支援者がご本人の意思決定を尊重しながら支援をするために活用するものです。身寄りのない人が、たとえ判断能力が不十分になっても、最期まで安心して自分らしい暮らしが送れるようにするためには、医療や介護の専門職のみならず、ご本人に関わる多様な人による協働関係を構築することが求められます。チームでご本人の意思を実行し、特定の機関に負担が偏らないよう、本ガイドラインをご活用していただくことを期待しています。



## 2

## みんなの願いを実現するための三本の矢

本ガイドラインは、身寄りがない方への支援に関わる機関や関係者に活用していただくために作成しました。しかしこれで身寄りがない方への支援が、すべて上手くいくわけではありません。

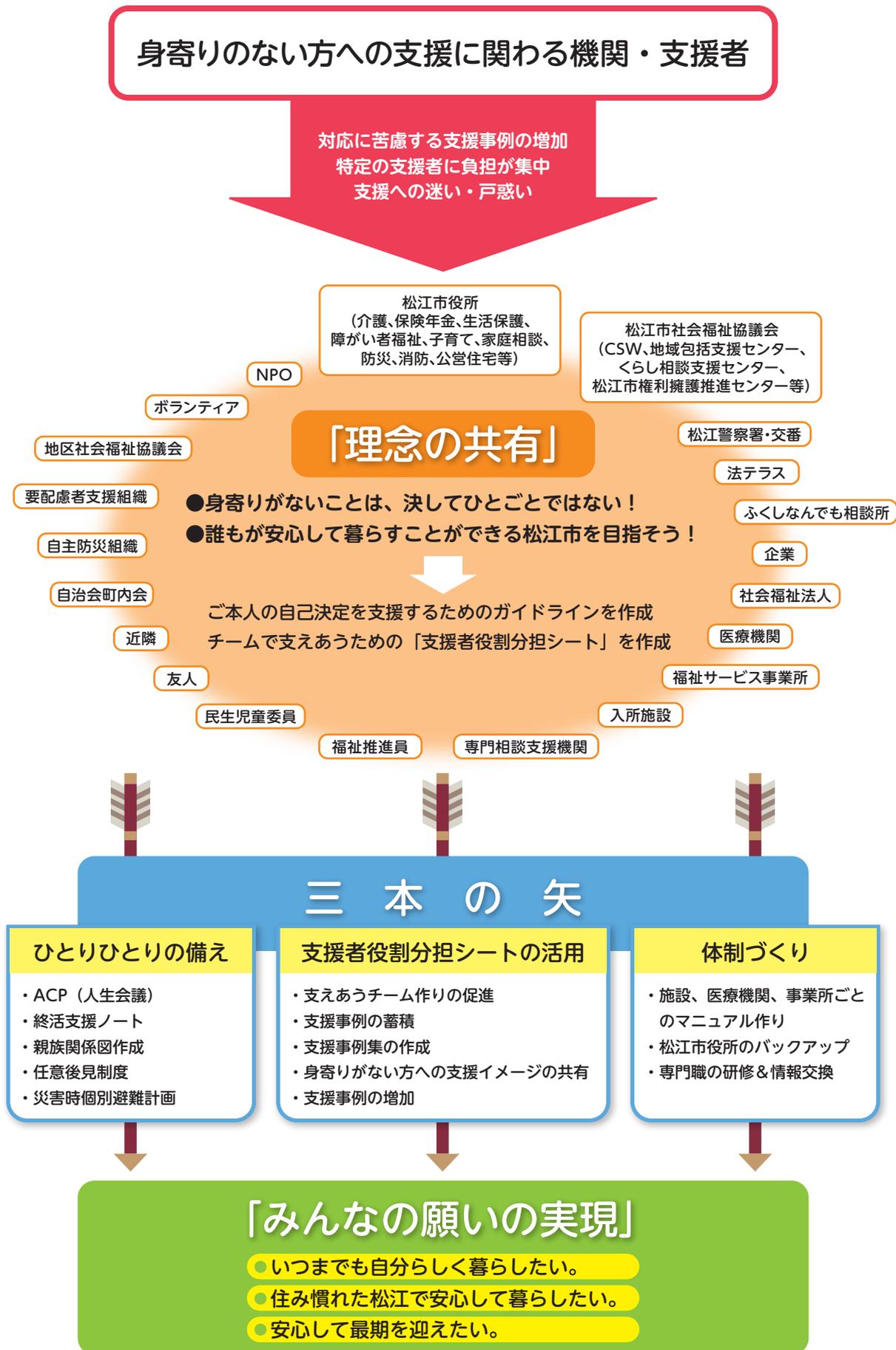
まず「ひとりひとりの備え」として、元気なうちに自分の意志を明確にしておくことがとても重要です。ACP（人生会議）や終活支援ノートなど、自分らしい人生の過ごし方を形として示すための取り組みを、支援に関わる機関や関係者とともに進めていただくことが望まれます。

また地域で孤立している場合や、友人等からの支援も期待できない場合に、身寄りがないことに対して「自己責任」とする風潮もあると思います。このようなときに、地域や周囲の無理解や偏見を取り除くための取り組みも求められます。また医療機関や施設などにおいては、身寄りがない方の受け入れ方法についてマニュアルを作成したり、職員研修や情報交換を行うなど、経営者も含めた組織全体の「体制づくり」が求められます。

本ガイドラインでお示しした「支援者役割分担シート」の活用だけではなく、「ひとりひとりの備え」や「体制づくり」を合わせた「3本の矢」を進めることが、身寄りがない方の自分らしい暮らしを最期まで支えていくための基盤となります。

本ガイドラインを手にとっていただいた機関や関係者の皆様には、ぜひこの「3本の矢」を一緒に進めて行っていただきたいと思います。

松江市における身寄りがない方への支援への取り組み



## 3

# 「支援者役割分担シート」とガイドラインの活用方法

身寄りがないことによって起こる問題には、様々なことが想定されます。最も大切なことはご本人の自己決定を支援することですが、そのためにはあらかじめどのような場面で困難が生じるかを想定し、誰にどのような支援をしてほしいかを話し合っておくことが必要です。

このような話し合いを進めるために、「支援者役割分担シート」(P23)を作成しました。このシートは、ご本人に関わる支援者（例えばケアマネジャーや相談支援事業所の相談員、医療関係者、友人、隣人など）が集まり、ご本人を交えてチームとして役割分担をしておくためのものです。その際にどのような場面で、どのような社会資源が活用できるかをガイドラインにまとめました。

ご本人が安心して暮らし続けることができるとともに、特定の支援者に負担が偏ることがないような支援体制の構築のために、「支援者役割分担シート」を活用してください。「支援者役割分担シート」は、松江市社会福祉協議会ホームページからダウンロードができます。

(イメージ)

No.1

## 「支援者役割分担シート」

氏名： 様の支援シート

会議の日	令和 年 月 日	ご本人の参加	あり ・ なし
参加者	氏 名	所属・関係	連 絡 先

(役割分担が必要な□に✓をつけて下さい。)

<input checked="" type="checkbox"/>	こんなとき	だれに	どうしてほしい
<input type="checkbox"/>	見守りや声掛けが欲しいとき	関係・所属： 担 当 者： 連 絡 先：	
<input type="checkbox"/>	相談相手が欲しいとき	関係・所属： 担 当 者： 連 絡 先：	

## 4

# 身寄りがない人を支えるチーム作りを進めるために

身寄りがない人支援するためには、ご本人の意思が表明できる段階で話し合いを行い、支援者による役割分担を決めておくことが重要です。そのためには、身寄りのない人の支援に関わる相談支援機関や医療機関において、できるだけ早期にチーム作りを進めることが求められます。

本ガイドラインでは、身寄りがない人に必要な支援を想定しながら、「支援者役割分担シート」を活用した話し合いをしていただくことを勧めています。この「支援者役割分担シート」を活用した話し合いは、特定の誰が発起人となって呼びかけをするものではありません。身寄りがない方への支援に関わっている方であれば、誰でも関係機関等に「支援者役割分担シート」を活用するための話し合いを呼び掛けることが可能です。一番重要なのは、協働のための話し合いの場を持つということです。たとえご本人が理解や判断をすることが困難な状態であったとしても、最大限ご本人の意向をくみ取る努力は必要です。そのうえで、ご本人のことをよく理解している支援者の情報を基に「ご本人が望んでいるであろうこと」を話し合い、できるだけその人らしさを大切にした「支援者役割分担シート」を作成しましょう。

地域包括支援センターの業務には、「地域ケア会議」や「ケアマネジャー支援」があります。下図のような会議等を、協働のための話し合いの場として活用することも考えられます。

## 【地域ケア会議と担当者会議の違い】

地域ケア会議（個別ケース検討）	項目	サービス担当者会議
地域包括支援センター 又は市町村	開催主体	介護支援専門員 (契約が前提)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケース当事者への支援内容の検討</li> <li>・ 地域包括支援ネットワーク構築</li> <li>・ 自立支援に資するケアマネジメント支援</li> <li>・ 地域課題の把握など</li> </ul>	目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の状況等に関する情報共有</li> <li>・ サービス内容の検討及び調整など</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域支援事業の実施について (厚生労働省老健局長通知)</li> <li>・ 地域包括支援センターの設置運営について (厚生労働省老健局振興課長ほか連名通知)</li> </ul>	根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(第13条第9号)</li> </ul>
行政職員、センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員住民組織、本人・家族等	参加者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、主治医、インフォーマルサービスの提供者、本人・家族等</li> </ul>
サービス担当者会議で解決困難な課題等を他職種で検討 (ケース例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援者が困難を感じている</li> <li>・ 支援者が自立を阻害していると考えられる</li> <li>・ 支援が必要だがサービスにつながらない</li> <li>・ 権利擁護が必要</li> <li>・ 地域課題に関する</li> </ul>	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス利用者の状況等に関する情報の担当者との共有</li> <li>・ 当該居宅サービス計画原案の内容</li> </ul>

[地域ケア会議運営マニュアル] より

## 5

## 身寄りがない人に役立つ社会資源

一人で暮らしていると、いろいろと不安になることもあります。さまざまな場面で、どのようにして安心を担保することができるかをまとめました。

ただしこれらの方法は、すべての人にとって最善の方法であるとは限りません。最終的にはお一人お一人の状況によって、最適な方法を検討していただく必要があります。

## (1) 「生活の不安」

## ① 地域で孤立している・相談できる人がいない

## 【地域包括支援センター（ふくしなんでも相談所）】

お住まいの地域の身近な場所で、福祉に関わるあらゆるご相談をお聞きします。ご相談の内容によっては、各種専門の相談窓口につなげたり、支援機関同士のネットワークを作って、お困りごとの解決を目指します。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、コミュニティソーシャルワーカーなどが、ご相談をお聞きします。相談は無料で、秘密は厳守します。（月～金 8時30分～17時 祝日と12/28～1/3を除く）



相談窓口

▶ 地域包括支援センター（ふくしなんでも相談所）※裏表紙参照

## 【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）】

CSWは地域の方々と一緒に、そこに暮らす誰もが「孤立」することのないよう、地域で支える仕組みづくりを進めています。

制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応が困難な事案の解決に取り組むのが主な仕事で、地域における発見・見守り・つなぎ機能の強化を図るような働きかけを進めます。

松江市では、松江市社会福祉協議会の職員がCSWとして業務を担っています。また、平成31年度からは市内6か所の地域包括支援センターにCSWを配置し、より住民の皆様の方々の身近な場所で相談を受ける体制を取っています。

### Aさん（70代）の事例

Aさんをご主人に先立たれ、市内で一人暮らしをしています。お子さんはいません。軽い物忘れが出だし、心配した知人が地域包括支援センターに相談しました。相談をする中でデイサービスの体験利用を試みましたが、Aさんは「私がいく所ではない。」と頑なにデイサービスを利用することを拒否されました。Aさんの事を地域包括支援センターから聞いたCSWは、Aさんの得意な事が活かせる場所が作れないかと思いました。Aさんは園芸が大好きで、晩年は草取りなどの仕事をされていました。Aさんの近所にある高等学校に相談した結果、Aさんが学校敷地内の草取りをすることになりました。また、そこには他の地域住民や同校の高校生も参加して、一緒に草取りをしながら多世代が交流できる場となりました。

相談窓口

▶ 地域包括支援センター（ふくしなんでも相談所）※裏表紙参照

### 【民生委員・児童委員】

民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアです。非常勤の地方公務員として位置付けられています。

民生委員・児童委員は同じ地域で生活する住民の一員として、住民からのさまざまな生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。

また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員として選任されている人もいます。学校などと連携して、地域の「子育て応援団」としてさまざまな活動に協力しています。

相談窓口

▶ 松江市民生児童委員協議会連合会事務局 ☎ 55-5334

▶ 地域包括支援センター（ふくしなんでも相談所）※裏表紙参照

### 【生活再建おうちクリーニング事業】

身体的または精神的な障がいや認知症の症状があるため、自力でゴミを片付けることができず、ゴミがあふれ劣悪な住環境であり、かつ低所得世帯（非課税世帯程度）であるため、業者等に依頼して片付けることが困難な世帯に対し、生活環境の改善・維持を支援します。



### Bさん（80代）の事例

一人暮らしのBさん。県外に兄弟はいますが、音信不通の状態です。市内には他に親族もいません。普段は公民館での体操教室や趣味の会に参加するなど、毎日のように外出していました。

冬のある日、積雪で滑り転倒し、骨折して入院をしました。手術とリハビリを行い、退院する目途がたったころ、病院相談員やリハビリの職員が自宅確認に出向くことになりました。Bさんは自宅確認の一時外出をととても嫌がり、退院するためには必要な事だと何回も相談員から説得され、渋々同行しました。

自宅に行ってみると、玄関は物であふれていました。居室と思われる部屋は寝る場所がわずかに窪みとなっていましたが、それ以外は高々と物やゴミと思われるものが積まれていました。病院相談員はこの状態では自宅への退院は難しいと考え、Bさんの居住地を担当する地域包括支援センターに相談。病院で地域包括支援センターの相談員がBさんと面談を行い、退院にむけて「生活再建おうちクリーニング事業」を行う事となりました。職員が数人で対応して1日かけて「生活再建おうちクリーニング事業」を実施。Bさんの意向により生活スペースのゴミや物を優先的に廃棄しました。退院後は介護保険制度を利用してベッドの搬入やヘルパーの利用を行い、一人暮らしを再開されました。また、ご本人の了解のもと民生委員さんにも状況を伝え、定期的な声かけを依頼しました。

相談窓口

▶ 地域包括支援センター（ふくしなんでも相談所）※裏表紙参照

## ② 先々のことを考えると不安になる…

### 【高齢者あんしんサポート事業】

高齢者あんしんサポート事業は、身寄りがない方について、ご本人が判断できる間に松江市社会福祉協議会と契約することで、日頃の見守りや、入院等緊急時の支援、預託金による金銭的保証、亡くなった後のことについて支援する事業です。①あんしんサービス②生活支援サービス③書類等預かりサービス④死後事務（遺言執行者へのつなぎ及び協力）を事業内容として、身寄りのない高齢者が安心して自立した地域生活を送ることを目的としています。

ご利用時には預託金として、基本額 63 万円（入院費用 6 ヶ月分、直葬費用）をご用意いただくことが必要です。そのほか、「施設入所時の費用（施設利用料 3 か月分）」「アパート等の現状回復費用」「その他特別な葬儀や永代供養の費用」をお預かりすることもできます。

## 1 基本サービス

6,000円/年

- 月一回の電話
- 半年に一回の訪問
- 日頃の見守り
- あんしん計画等変更の確認



## 2 あんしんサービス

1,200円/回

- |         |  |
|---------|--|
| 入院時支援   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預託金に基づく保証人に準じた支援</li> <li>・ 緊急入院した際の指定連絡先への連絡</li> <li>・ 入院セットのお届け、入院費用の支払い</li> <li>・ 入院や医療説明時の同席</li> </ul> |
| 施設入所時支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預託金に基づく保証人に準じた支援</li> <li>・ 入所契約時等の同席や立会い</li> <li>・ 遺言執行者と協力して死後事務を行う</li> </ul>                             |
| 死亡時の支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定連絡先への連絡</li> </ul>  |

## 3 生活支援サービス

1,200円/時間

- 預貯金の払い戻し
- 郵便物の確認や市役所の手続きなどの代行
- 電気、ガス、水道等の休止手続き
- 福祉サービス利用援助  
(相談・情報提供・助言)



## 4 書類等預かりサービス

1,000円/月

- 通帳、権利証、年金証書など重要書類のお預かり  
(入院時等で利用者が手続きできない場合)



(基本額及び利用料は令和4年3月時点の額です)

相談窓口

▶ 松江市社会福祉協議会 生活支援課 ☎ 24-1654

## (2) 「生活上の困りごと」

### ① 経済的に苦しくて生活に困っている…

#### 【自立相談支援事業】 【就労準備支援事業】 【家計改善支援事業】

生活に困ったり、不安を抱えている方の相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成します。必要に応じハローワークの同行や就労にむけた準備、職場体験、家計に不安のある方には家計整理や債務整理など寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

相談窓口

▶ 松江市暮らし相談支援センター ☎ 60-7575

## 【一時生活支援事業・フードバンク】

様々な事情によって、緊急に衣食住の確保が必要な方のご相談をお聞きます。

相談窓口

▶ 松江市くらし相談支援センター ☎ 60-7575

## 【生活保護】

生活保護とは、日本国憲法第25条の「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という理念を基に、現在生活に困っている人に最低限度の生活を保障し、自分の力で生活していけるようにする制度です。適正な保護のためには、保護を受けようとする方の能力や持っている財産及び他の法律や制度を活用していただくことが必要です。また、民法上の扶養義務者などからの援助を受けていただくことが可能かどうかについて、虐待などの特別な事情を考慮したうえで扶養義務者に確認させてもらうことがあります。精一杯努力をしても、国が決めた最低限度の生活ができない方のために生活保護制度があります。

松江市の生活福祉課では、保護を受けようとする方々の個々の実情に合わせた相談・助言を行ったうえで申請を受け付けています。そのため、生活保護を受けようと思われる方は、まずお住まいの地区の民生委員、あるいは生活福祉課の面接相談員とよくご相談をしてください。その相談内容によっては、生活保護以外の制度利用や他の機関を紹介される場合もあります。

### 民法上の扶養義務者とは…

直系血族（祖父母・親・子・孫など）及び兄弟姉妹を指します。また配偶者も相互協力扶養義務があるとされます。そのうち配偶者と未成年者の親が持つ扶養義務は、自身と同水準の生活を被扶養者も送られるようにする扶養義務です。一方それ以外の方については、自身の生活を維持できることを前提に、その余力の範囲で被扶養者を扶養する義務とされています。一般的に特別な事情がない限り、3親等である甥や姪に扶養義務はありません。

相談窓口

▶ 松江市生活福祉課 ☎ 55-5305・5306



## ② | 住むところがない…

### 【公営住宅入居に際しての取り扱い】

公営住宅には、高齢者・障がい者のほか、生活にお困りの方などのための様々な仕組みがあります。申し込みには収入等の条件があり、入居に際しては、連帯保証人は必要なく緊急連絡人が必要となります。

相談窓口 ▶ 島根県住宅供給公社松江住宅管理事務所 ☎ 22-3400

### 【入居債務保証支援事業】

家賃等について継続的に支払いができる方で、連帯保証人がいないために賃貸住宅に入居ができない方を対象に、滞納家賃等を保証する事業です。ご利用には一定の要件と利用料があります。

相談窓口 ▶ 松江市くらし相談支援センター ☎ 60-7575

### 【住居確保給付金】

離職により住居を失い生活に困っている方、または住居を失うおそれの高い方に、安心して就職活動ができるように、一定期間の家賃支給が受けられます。収入等の要件があります。

相談窓口 ▶ 松江市くらし相談支援センター ☎ 60-7575

## (3) 「災害への備え」

### ① | 災害への備えや起きたときの対処はどうしたらいいの…

#### 【松江市要配慮者支援推進事業】

高齢者や障がいのある方が、住みなれた地域で、いつまでも安心・安全に暮らしていくためには、日常からの地域の関係づくりが大切です。

災害時はもとより、平常時から支え合いの仕組みを作ることが、いざというときに大きな力となって、地域での助け合いにつながります。

要配慮者支援推進事業は、地域住民の共助による日頃からの見守り・声掛け活動などを推進するため、町内会自治会等の地域コミュニティ（共助）を活用した支援組織の設立や運営に対して、支援を行う制度です。



### Dさんと要配慮者支援組織

Dさんは障がいを持ちながら、アパートで一人暮らしをしています。市内に親族はいません。福祉サービスを利用しながら生活をしています。また、外出時は車いすが必要です。

Dさんが住むアパートの隣には河川があり、豪雨などで河川が氾濫した際、避難ができるかとても心配でした。その不安な気持ちを受けとめた福祉支援関係者が担当地区の地域包括支援センターに相談しました。Dさんの居住地には要配慮者支援組織が立ち上がっており、地域関係者と打ち合わせを行い、Dさんの避難訓練を実施する事になりました。避難訓練では一時避難所や福祉避難所にも行き、Dさんが直接、施設を確認することができました。

Dさんに対しては平常時から民生委員や福祉推進員が声掛け・見守りもされており、安心感につながっています。

#### 相談窓口

▶ 松江市健康福祉総務課 ☎ 55-5302

▶ 地域包括支援センター（ふくしなんでも相談所）※裏表紙参照

### 【個別避難計画】

災害発生時に自力避難が困難で、地域などの支援を必要とする避難行動要支援者に対して、どのような避難支援を行うかを、あらかじめ計画として作成します。

計画の作成にあたっては、ご本人、福祉サービス事業者、相談支援機関、地域の関係者などによる「地域ケア会議」の開催などにより、それぞれの状況に応じて、避難場所や避難支援者を記載した個別避難計画を作成します。

#### 相談窓口

▶ 松江市健康福祉総務課 ☎ 55-5302

▶ 地域包括支援センター（ふくしなんでも相談所）※裏表紙参照

## (4) 「身体不安」

### ① 急な体調不良や救急搬送の時どうしよう…

#### 【緊急通報装置設置費の助成】

65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯に対し、緊急通報装置の設置費用を最大20,000円助成します。

#### 緊急通報装置とはどんなもの？

緊急時にボタンを押すと、電話回線を通じて、自動的に監視センターへ連絡が入ります。監視センターから状況確認のため、電話があります。また必要がある場合は、警備員が確認に駆けつけるシステムです。

#### 相談窓口

▶ 松江市健康福祉総務課福祉係 ☎ 55-5303

▶ 地域包括支援センター（ふくしなんでも相談所）※裏表紙参照

#### 【救急医療情報活用事業】

かかりつけ医や緊急連絡先などの救急医療情報を入れたケースを冷蔵庫に張り付け、消防の救急活動時に活用するものです。65歳以上の高齢者のみの世帯又は日中や夜間に一人になる65歳以上の方、又は同居者に疾患などがあり通報することがむづかしい方が対象です。

#### 相談窓口

▶ 松江市介護保険課介護予防係 ☎ 55-5568

▶ 地域包括支援センター（ふくしなんでも相談所）※裏表紙参照

緊急時に備え、事前に対応をシュミレーションしておくことが大切です。有償サービスの利用を含めた対応方法を事前に検討し、関係者間で役割分担をしましょう。特に留守中の鍵の管理、新聞や配食弁当等の停止、医療機関への情報提供、地域関係者への連絡なども、誰がどのように対応するか「支援者役割分担シート」で決めておきましょう。

松江市消防本部と松江市在宅医療・介護連携支援センターで「救急時の対応で困ったこと Q & A」を作成し、救急対応時の様々な状況に応じた対応をまとめています。松江市社会福祉協議会ホームページからダウンロードすることができます。

## ② 理解や判断をする力が衰えたときどうしたらいいの…

### 【成年後見制度】

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が不十分となっている方の権利を守る制度です。成年後見人、保佐人、補助人（以下、「成年後見人等」という。）が財産管理・介護サービス利用契約などを支援することで、ご本人の権利とくらしを守ります。

相談窓口

▶ 松江市権利擁護推進センター ☎ 27-8389

▶ 地域包括支援センター（ふくしなんでも相談所）※裏表紙参照

### 【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方々が、できる限り地域で安心して自立した生活が送られるように、利用者との契約に基づき福祉サービスの相談・手続きなどの援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスなどを行います。

なお、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている方や認知症の診断を受けている方に限られるものではありません。

相談窓口

▶ 松江市権利擁護推進センター ☎ 27-8389

### 【特定援助対象者法律相談援助】

認知機能が不十分なために自己の権利の実現が妨げられる恐れがある方で、かつ親族などのサポートが期待できない方に対し、特定援助機関（自治体・社会福祉協議会・地域包括支援センター・介護保険法上のサービス事業者・障害者総合支援法上のサービス事業者・児童福祉法上の支援事業者等）からの相談を受け、弁護士や司法書士と連携して出張法律相談をします。相談料は1件につき5,500円です。一定の資力基準以下の方は、無料で相談することができます。

相談窓口

▶ 法テラス島根地方事務所 ☎ 0570-078358

## 【通帳等の一時預かり】

判断能力や契約能力の低下によって、自らが財産管理をすることが困難と思われる場合に、日常生活自立支援事業や成年後見制度等につながるまでの間、一時的に対象者の財産等を預かるとともに日常の金銭管理等の支援を行うものです。

### Cさん（20代）の事例

Cさんは幼少期に両親が離婚し、実父とは音信不通です。実母はCさんが小学校の時に死去したため、以後は児童養護施設で育ちました。Cさんには知的障がいがあり、養護学校卒業後は、一人暮らしをして飲食業に従事して生計を立てていました。しかし体調を崩し退職。自分ではお金の管理が難しく、アパートの家賃や携帯代の滞納があります。またこれまでも、容易に知人にお金を貸すこともありました。Cさんからは「計画的にお金を使う自信がない。きちんとしたところで管理してほしい」との言葉も聞かれました。

Cさんの権利擁護の視点から、日常生活自立支援事業の利用を見越し、日常生活自立支援事業の決定までの間は、市社協が通帳を一時預かることになりました。

相談窓口

▶ 地域包括支援センター（ふくしなんでも相談所）※裏表紙参照

## 【見守りネットワーク事業】

認知症や障がいによって、外出先から帰ることができなくなった際に、あらかじめメール受信登録をしている市民の方にご本人の特徴などをメール配信して、早期発見・保護につなげるための事業です。身寄りのない方については、介護サービス事業所やケアマネジャーによる申請が可能です。

相談窓口

▶ 地域包括支援センター（ふくしなんでも相談所）※裏表紙参照

## 【安心創造（GPS 端末機貸与）事業】

「見守りネットワーク事業」に利用登録をしている方を対象に、小型GPS端末機を貸与しています。身寄りのない方については、介護サービス事業所やケアマネジャーによる申請が可能です。

相談窓口

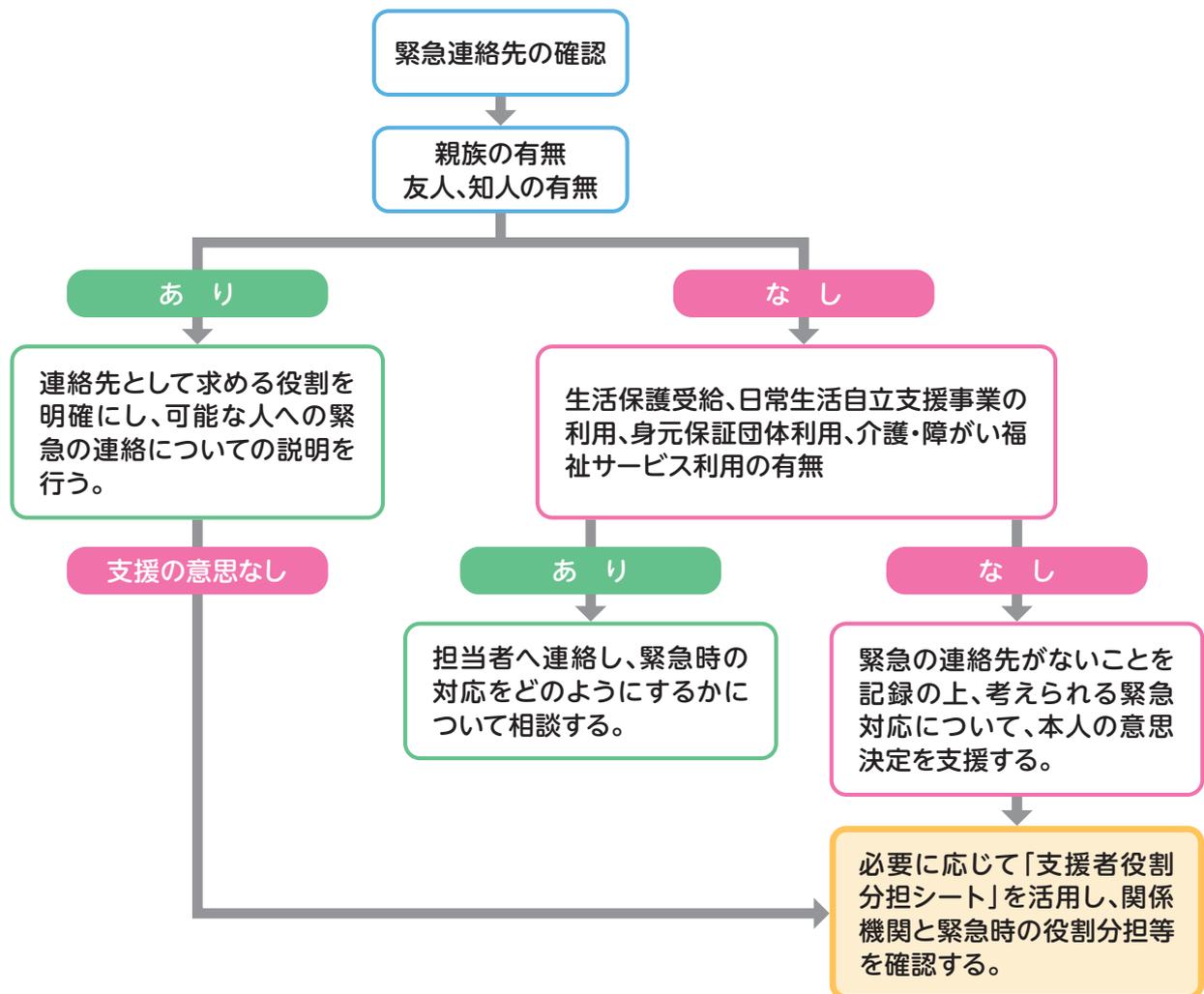
▶ 地域包括支援センター（ふくしなんでも相談所）※裏表紙参照

## (5) 「入院・入所に関する支援と手続き」

### ① 病院や施設で緊急連絡先を求められた…

#### ご本人の判断能力が十分な場合

次のフローチャートを参考に、親族や友人知人の有無等を確認し、ご本人の意向を確認したうえで、緊急連絡先となれる人がいるかを確認します。

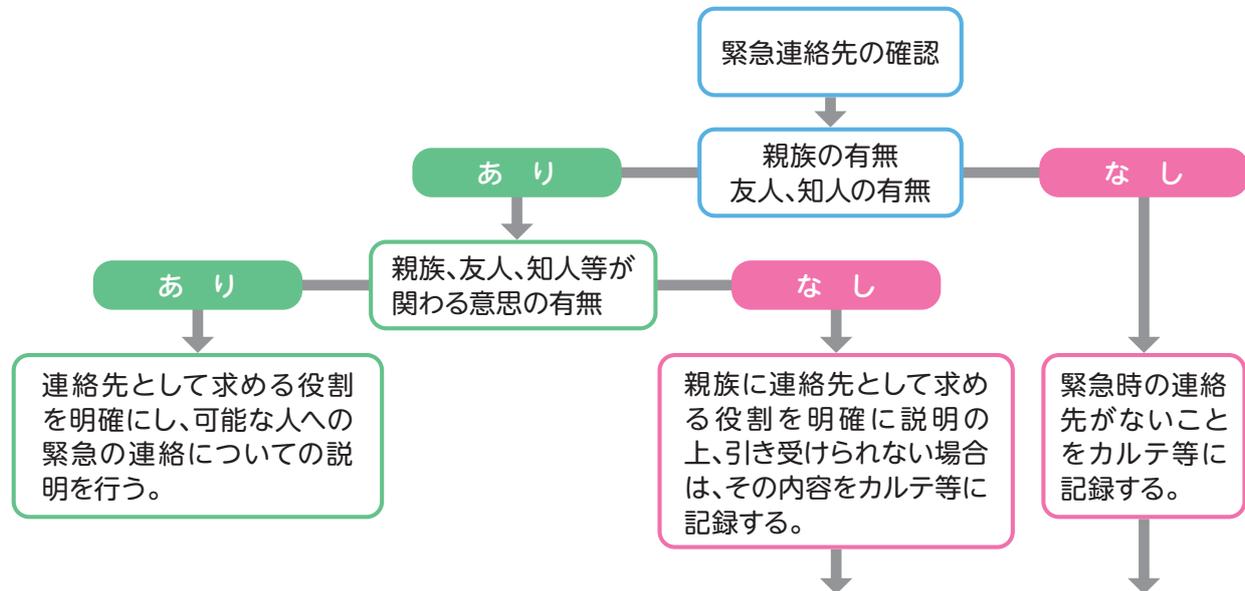


#### 成年後見制度を利用している場合

成年後見人等に、緊急連絡先となるか確認します。成年後見人等が選任されていても、緊急連絡先となりうる親族等がいる場合もあり、誰が緊急連絡先となるか、親族や成年後見人等の間で確認が必要です。なお、成年後見人等が緊急連絡先とならない場合でも、状況が変化した場合はその後の支払いや見守り体制に関わるため、ご本人の状況等について成年後見人等に伝えます。

## ご本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

次のフローチャートを参考に親族や友人知人の有無等を確認し、ご本人の意向を確認した上で、緊急連絡先となれる人がいるかを確認します。



下記のような関係機関と相談し、「支援者役割分担シート」を活用の上、緊急時の役割等を確認しておきます。

高 齢 者：	松江市介護保険課	☎55-5568
	地域包括支援センター	☎裏表紙参照
障 が い 者：	松江市障がい者福祉課	☎55-5304
	松江市障がい者基幹相談支援センター絆	☎60-0400
生活保護受給者：	松江市生活福祉課	☎55-5305、55-5306
そのほかの方：	地域包括支援センター（ふくしなんでも相談所）	☎裏表紙参照
	松江市在宅医療・介護連携支援センター	☎61-3741

### 医療についての同意を求められたら…

医療行為への同意権は、その人自身の人格や身分と密接に関わる行為であり、第三者に譲渡することができない権利だとされています。こうした行為は、たとえ成年後見人が選任されたとしても、ご本人に代わって行使することはできません。

こうした背景から、平成30年には「身寄りがない人への入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（厚生労働省「地域医療基盤開発推進研究事業」）が示されました。これによると、ご本人の意思表示が困難な状況下での医療同意については、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（P31）の考え方を踏まえ、医療・ケアチームや倫理委員会などを活用することとしています。

医療に関する意思決定においては、医療関係者だけではなく、ご本人をよく知るケアマネジャーや介護サービス事業者、成年後見人等を含めて、ご本人にとって最善な方法について話

し合うことが必要です。医療機関においては、身寄りがない人へのマニュアル作成や臨床倫理委員会などの体制整備を行うことが有効です。

## ② 医療や福祉サービスの契約・手続きが必要なとき

### ご本人の判断能力が十分な場合

ご本人が理解できるよう、手続きや契約についてわかりやすく説明を行います。説明に同席を希望する人がいる場合は、ご本人の意向を確認した上で情報提供を行います。

目が不自由、字が書けないなどの理由でご本人から依頼があった場合、契約書や重要事項説明書への署名は、信頼できる第三者に本人名義で代筆してもらってかまいません。

このような場合の契約書や重要事項説明書には、ご本人の署名押印欄のほかに代筆者の署名押印欄を設けておきます。

なお、ご本人の意思に基づく了解がないのに、家族等の第三者が本人名義で契約書に署名しても、それは無権代理行為（民法 113 条 1 項）であり、有効な契約の締結になりません。

### 成年後見制度を利用している場合

上記の対応に加えて、診療契約や福祉契約の代理権をもつ成年後見人等にその内容の確認を求め、ご本人だけでなく、成年後見人等にも説明します。

### ご本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

上記の対応に加えて、説明に対して理解できないと認められるほど判断能力が不十分な場合には、関係者がご本人の意思を確認している事項があれば情報共有します。なお、説明できる関係者等がないときは、ご本人への説明を試みた上でその旨を記録に記載することで対応します。成年後見制度の利用が必要と思われる時は、下記へ相談します。

相談窓口

▶ 松江市権利擁護推進センター ☎ 27-8389

▶ 地域包括支援センター（ふくしなんでも相談所）※裏表紙参照

## ③ 入院・入所中に必要な物品の準備など身の回りの支援が必要なとき

### ご本人の判断能力が十分な場合

在宅生活の支援に関わる関係者は、日頃からご本人へ入院・入所に必要な物品を事前に準備して

おく必要性を説明し、必要に応じて準備の支援をします。医療機関・福祉施設としては、病衣やタオル、洗面用具等の入院に必要な物品について購入や貸し出しができる環境にあることが望ましいです。入院・入所後に自宅にある物を準備する必要が生じた場合、原則としてご本人の同行が望まれますが、やむを得ず留守宅へ訪問する必要があります。その場合は、ご本人の意向を確認の上、複数で訪問する等の対策が必要です。

### 成年後見制度を利用している場合

必要な物品を買い届ける等の事実行為は成年後見人等の業務として行うものではありません。しかし、これらを行う有償サービスを手配するのは成年後見人等の業務に含まれます。また、成年後見人等自らが入院中に必要な物品を準備している場合もあります。身上保護・財産管理等に合わせて依頼が可能か、具体的な内容を成年後見人等に相談します。

#### 「高齢者お役立ち情報」の活用

松江市社会福祉協議会ホームページで公開している「高齢者お役立ち情報」では、配食サービスや日用品の配達、訪問理美容、有償ヘルパーなど、さまざまなお役立ち情報を掲載しています。高齢者以外の方でもご利用いただける情報です。お住まいの地区やジャンルごとの検索もできますので、是非ご利用ください。

### ご本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

ご本人の意向を確認した上で、自分で必要な身の回りのことが出来ない方の場合、前述の「①病院や施設で緊急連絡先が求められたとき」と同様に、確認した身近な存在の人がいるときは、物品の準備等を行ってくれるかどうか相談して下さい。そのような人がいない場合は、これまでに関わりのあった相談機関や、地域包括支援センターに相談をしましょう。成年後見制度の利用が必要と思われるときは、下記に相談してください。

相談窓口

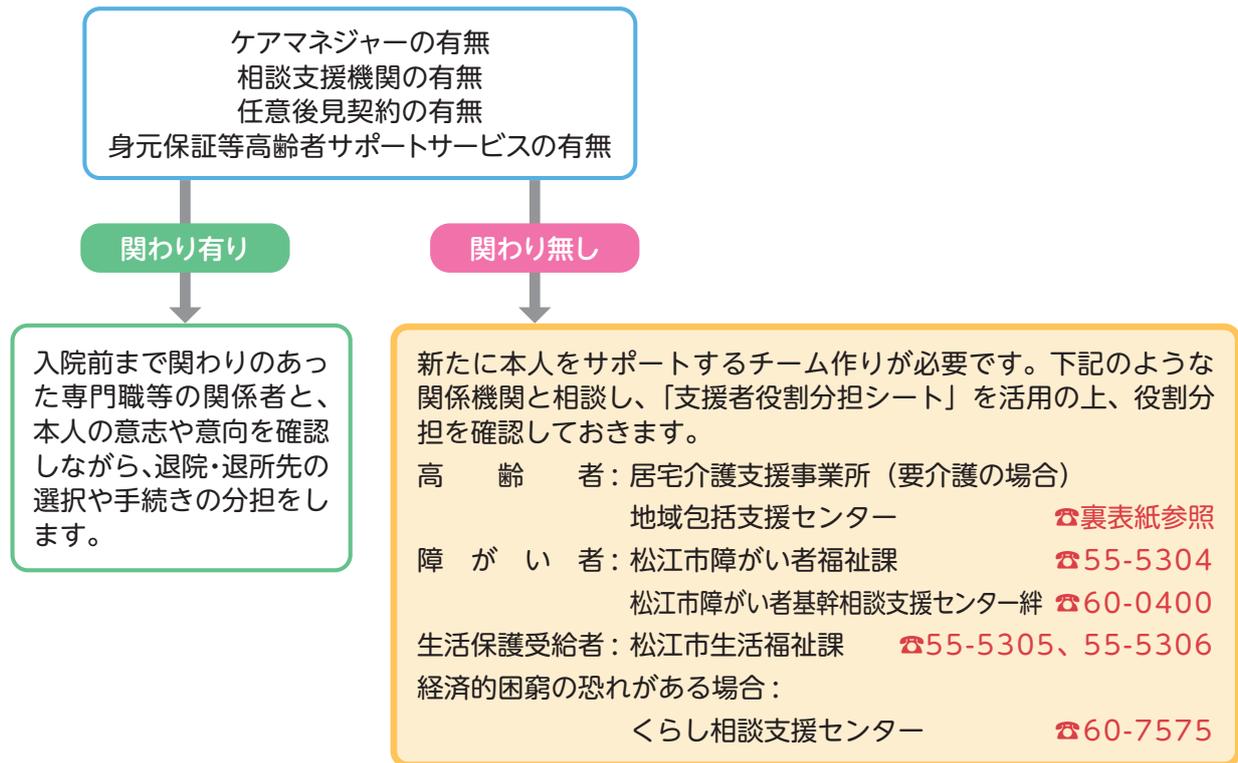
▶ 松江市権利擁護推進センター ☎ 27-8389

▶ 地域包括支援センター（ふくしなんでも相談所）※裏表紙参照

## ④ 退院時の支援が必要なとき

### ご本人の判断能力が十分な場合

退院支援が必要な場合は、退院先や退院後の生活等についてご本人と相談します。その際、次の図の項目を確認しておいて下さい。



### 成年後見制度を利用している場合

ご本人の意向を確認した上で、成年後見人等に相談します。転院・退院する場合の医療・福祉サービスの契約は、成年後見人等の業務です。退院後、ご本人にどのようなサービスが必要と考えられるのか、どのような選択肢がありうるのかについて、成年後見人等に説明します。

なお成年後見人等は、居室の明け渡しや転院・退院の付き添いのような事実行為を、業務として行うものではありません。しかし、必要に応じてこれらを行うサービスを手配するのは成年後見人等の業務に含まれます。

また、医療機関への入院費の支払いや新しい介護・福祉サービス契約の締結にあわせて、成年後見人等自らが契約の締結のために付随する事実行為を実施する等の対応を行っている場合もあります。依頼したい具体的内容を伝え、成年後見人等に相談してください。

### ご本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

前述のご本人の判断能力が十分な場合と同様に、サポートするチーム作りが必要です。必要に応じて「支援者役割分担シート」を活用し、関係機関と役割分担等を確認しておきます。成年後見制度の利用準備を含めた退院支援によってスムーズに進むケースもありますので、成年後見制度の利用が必要なときは、下記に相談をしてください。

相談窓口

▶ 松江市権利擁護推進センター ☎27-8389

▶ 地域包括支援センター（ふくしなんでも相談所）※裏表紙参照

## (6) 「ご葬儀の不安」

### ① (死亡時の) 遺体・遺品の引き取り、ご葬儀等 に関すること

#### 成年後見制度を利用している場合

後見、保佐、補助類型のうち、後見類型については、家庭裁判所の許可の上、成年後見人が一部の死後事務を行うことができるため、後見類型の場合には成年後見人に相談します。

なお、補助人、保佐人の場合も、ご本人の個別の死後事務委任契約を把握している場合があるため、相談します。

また、死亡診断書は死亡届とともにご本人の死亡地、本籍地 又は届出人の住所地の市町村へ提出します。死亡届の提出は成年後見人等でも行うことができます。

#### 成年後見制度を利用していない場合

親族等がない場合の遺体の引き取り・ご葬儀等については、墓地埋葬法に基づき松江市が行うこととなります。可能であれば窓口となっている松江市市民課(生活保護受給者の場合は生活福祉課)に手順を確認しておくスムーズです。

なお、生前にご本人の意向を確認し、親族以外の人においても死亡時に立ち会って見送りのできる人がいれば、最期の見送りの同席について相談します。

#### もしもの時に役立つ「終活支援ノート」

ご本人の意思をあらかじめ記しておくためのノートです。松江市介護保険課、地域包括支援センター等にあります。

ご本人と支援者で話し合いながら、記載することも可能です。

終活支援ノートには法的効力はありません。法的効力を求める場合は、遺言書の作成が必要です。



相談窓口

▶ 松江市市民課 ☎ 55-5252

▶ 松江市生活福祉課 ☎ 55-5305・5306

# 6 資料編

## 「支援者役割分担シート」

氏名： 様の支援シート

会議の日	令和 年 月 日	ご本人の参加	あり ・ なし
参加者	氏 名	所属・関係	連 絡 先

(役割分担が必要な□に✓をつけて下さい。)

<input checked="" type="checkbox"/>	こんなとき	だれに	どうしてほしい
<input type="checkbox"/>	見守りや声掛けが欲しいとき	関係・所属： 担 当 者： 連 絡 先：	
<input type="checkbox"/>	相談相手が欲しいとき	関係・所属： 担 当 者： 連 絡 先：	
<input type="checkbox"/>	体調不良で家事ができないとき	関係・所属： 担 当 者： 連 絡 先：	
<input type="checkbox"/>	一人で病院に行けないとき	関係・所属： 担 当 者： 連 絡 先：	
<input type="checkbox"/>	急に倒れてしまったとき	関係・所属： 担 当 者： 連 絡 先：	
<input type="checkbox"/>	災害により避難が必要なとき	関係・所属： 担 当 者： 連 絡 先：	

## No.2

<input type="checkbox"/>	遺言書や終活支援 ノートを作成した とき	関係・所属： 担 当 者： 連 絡 先：	
<input type="checkbox"/>		関係・所属： 担 当 者： 連 絡 先：	
<input type="checkbox"/>		関係・所属： 担 当 者： 連 絡 先：	
<input type="checkbox"/>		関係・所属： 担 当 者： 連 絡 先：	

## 理解や判断をする力が衰えたとき

<input checked="" type="checkbox"/>	こんなとき	だれに	どうしてほしい
<input type="checkbox"/>	財産の管理や支払 いが難しくなっ たとき	関係・所属： 担 当 者： 連 絡 先：	
<input type="checkbox"/>	各種契約や手続き が難しくなっ たとき	関係・所属： 担 当 者： 連 絡 先：	
<input type="checkbox"/>	郵便物を確認する ことが難しくな ったとき	関係・所属： 担 当 者： 連 絡 先：	
<input type="checkbox"/>		関係・所属： 担 当 者： 連 絡 先：	
<input type="checkbox"/>		関係・所属： 担 当 者： 連 絡 先：	

## 入院や施設入所をするとき

<input checked="" type="checkbox"/>	こんなとき	だれに	どうしてほしい
<input type="checkbox"/>	緊急連絡先を求められたとき	関係・所属： 担当者： 連絡先：	
<input type="checkbox"/>	日用品の準備や手配が必要なとき	関係・所属： 担当者： 連絡先：	
<input type="checkbox"/>	新聞や配食、ライフラインの休・廃止をするとき	関係・所属： 担当者： 連絡先：	
<input type="checkbox"/>	郵便物の転送手続きをするとき	関係・所属： 担当者： 連絡先：	
<input type="checkbox"/>	借家（アパート）への連絡	関係・所属： 担当者： 連絡先：	
<input type="checkbox"/>	退去後の自宅の片付けや引っ越しをするとき	関係・所属： 担当者： 連絡先：	
<input type="checkbox"/>		関係・所属： 担当者： 連絡先：	
<input type="checkbox"/>		関係・所属： 担当者： 連絡先：	
<input type="checkbox"/>		関係・所属： 担当者： 連絡先：	

令和 年 月 日

ご本人署名（ ）

## 「支援者役割分担シート」(記載例)

氏名： **安心花子** 様の支援シート

会議の日	令和 年 月 日	ご本人の参加	あり・なし
参加者	氏 名	所属・関係	連 絡 先
	<b>福祉 一郎</b>	<b>A居宅介護センターケアマネ</b>	<b>11-1111</b>
	<b>千鳥 稔</b>	<b>民生児童委員</b>	<b>22-2222</b>
	<b>山陰 良子</b>	<b>福祉推進員</b>	<b>33-3333</b>
	<b>島根 大介</b>	<b>隣人</b>	<b>44-4444</b>
	<b>松江 陽子</b>	<b>友人</b>	<b>55-5555</b>

(役割分担が必要な□に✓をつけて下さい。)

<input checked="" type="checkbox"/>	こんなとき	だれに	どうしてほしい
<input checked="" type="checkbox"/>	見守りや声掛けが欲しいとき	関係・所属: <b>隣人・福祉推進員</b> 担 当 者: <b>島根大介・山陰良子</b> 連 絡 先: <b>44-4444・33-3333</b>	<b>普段の様子を見守ってほしい。</b> <b>異変がある時は、ケアマネに連絡してほしい。</b>
<input checked="" type="checkbox"/>	相談相手が欲しいとき	関係・所属: <b>ケアマネ・民生児童委員</b> 担 当 者: <b>福祉一郎・千鳥稔</b> 連 絡 先: <b>11-1111・22-2222</b>	<b>困ったことを相談させてほしい。</b>
<input checked="" type="checkbox"/>	体調不良で家事ができないとき	関係・所属: <b>友人・隣人</b> 担 当 者: <b>松江陽子・島根大介</b> 連 絡 先: <b>55-5555・44-4444</b>	<b>買い物をしてきてほしい。</b> <b>ゴミ出しは隣人をお願いしたい。</b>
<input checked="" type="checkbox"/>	一人で病院に行けないとき	関係・所属: <b>友人</b> 担 当 者: <b>松江陽子</b> 連 絡 先: <b>55-5555</b>	<b>タクシーと一緒に病院について行ってほしい。</b>
<input checked="" type="checkbox"/>	急に倒れてしまったとき	関係・所属: <b>ケアマネ</b> 担 当 者: <b>福祉一郎</b> 連 絡 先: <b>11-1111</b>	<b>事前に救急医療情報と緊急通報装置の導入をしてほしい。</b>
<input checked="" type="checkbox"/>	災害により避難が必要なとき	関係・所属: <b>福祉推進員・隣人</b> 担 当 者: <b>山陰良子・島根大介</b> 連 絡 先: <b>33-3333・44-4444</b>	<b>避難が必要なときは声掛けやお手伝いをしてほしい。</b>

<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書や終活支援ノートを作成したとき	関係・所属: ケアマネ 担当者: 福祉一郎 連絡先: 11-1111	終活支援ノートと一緒に書いてほしい。
<input type="checkbox"/>		関係・所属: 担当者: 連絡先:	
<input type="checkbox"/>		関係・所属: 担当者: 連絡先:	
<input type="checkbox"/>		関係・所属: 担当者: 連絡先:	

### 理解や判断をする力が衰えたとき

<input checked="" type="checkbox"/>	こんなとき	だれに	どうしてほしい
<input checked="" type="checkbox"/>	財産の管理や支払いが難しくなったとき	関係・所属: ケアマネ 担当者: 福祉一郎 連絡先: 11-1111	成年後見制度等の利用について、地域包括支援センターに相談してほしい。
<input checked="" type="checkbox"/>	各種契約や手続きが難しくなったとき	関係・所属: ケアマネ 担当者: 福祉一郎 連絡先: 11-1111	成年後見制度等の利用について、地域包括支援センターに相談してほしい。
<input checked="" type="checkbox"/>	郵便物を確認することが難しくなったとき	関係・所属: 友人 担当者: 松江陽子 連絡先: 55-5555	家に来た時に郵便物を見て、内容を説明してほしい。内容によってはケアマネに連絡してほしい。
<input type="checkbox"/>		関係・所属: 担当者: 連絡先:	
<input type="checkbox"/>		関係・所属: 担当者: 連絡先:	

## 入院や施設入所をするとき

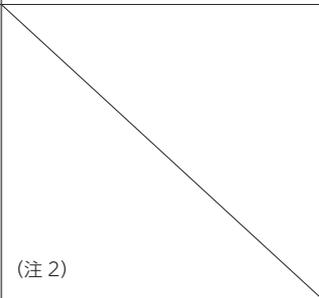
<input checked="" type="checkbox"/>	こんなとき	だれに	どうしてほしい
<input checked="" type="checkbox"/>	緊急連絡先を求められたとき	関係・所属： 友人 担当者： 松江陽子 連絡先： 55-5555	入院・入所時の緊急連絡先になってほしい。
<input checked="" type="checkbox"/>	日用品の準備や手配が必要なとき	関係・所属： ケアマネ 担当者： 福祉一郎 連絡先： 11-1111	病院の入院セットを使わせてもらうように手配してほしい。
<input checked="" type="checkbox"/>	新聞や配食、ライフラインの休・廃止をするとき	関係・所属： 友人 担当者： 松江陽子 連絡先： 55-5555	〇〇新聞・□□ガス、水道局、電力会社に休止・廃止の連絡をしてほしい。
<input checked="" type="checkbox"/>	郵便物の転送手続きをするとき	関係・所属： 友人 担当者： 松江陽子 連絡先： 55-5555	郵便局に転送届を送ってほしい。
<input checked="" type="checkbox"/>	借家（アパート）への連絡	関係・所属： ケアマネ 担当者： 福祉一郎 連絡先： 11-1111	△△不動産に連絡をしてほしい。
<input checked="" type="checkbox"/>	退去後の自宅の片付けや引っ越しをするとき	関係・所属： 友人、隣人 担当者： 松江陽子、島根大介 連絡先： 55-5555、44-4444	荷造りなど手伝ってほしい。
<input type="checkbox"/>		関係・所属： 担当者： 連絡先：	
<input type="checkbox"/>		関係・所属： 担当者： 連絡先：	
<input type="checkbox"/>		関係・所属： 担当者： 連絡先：	

令和 4 年 5 月 〇 日

ご本人署名（ 安心花子 ）

# 「成年後見制度について」

ご本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度が用意されています。  
「後見」「保佐」「補助」の主な違いは、次の表のとおりです。

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申し立てができる方	本人・配偶者・四親等内の親族・検察官・市町村長など <sup>(注1)</sup>		
成年後見人等が必要な行為	 <small>(注2)</small>	民法第13条1項所定の行為 <sup>(注3)(注4)(注5)</sup>	申し立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法第13条1項所定の法律行為の一部) <small>(注1)(注3)(注5)</small>
取消が可能な行為		日常生活に関する行為以外の行為 <sup>(注2)</sup>	同上 <sup>(注3)(注4)(注5)</sup>
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申し立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」 <sup>(注1)</sup>	同左 <sup>(注1)</sup>

(注1) ご本人以外の方の申し立てにより保佐人に代理権を与える審判をする場合、ご本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 成年被後見人が契約等の法律行為(日常生活に関する行為を除きます)をした場合は、仮に成年後見人の同意があったとしても、後で取り消すことができます。

(注3) 民法第13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注4) 家庭裁判所の審判により、民法第13条1項の所定行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

(注5) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

(出典：法務省民事局「いざという時のために知って安心成年後見制度成年後見登記制度」)

## 「医療に係る意思決定が 困難な場合の対応について」

ご本人の判断能力の程度にかかわらず、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、ご本人による意思決定を基本とした上で適切な医療を受けることができることが大切です。

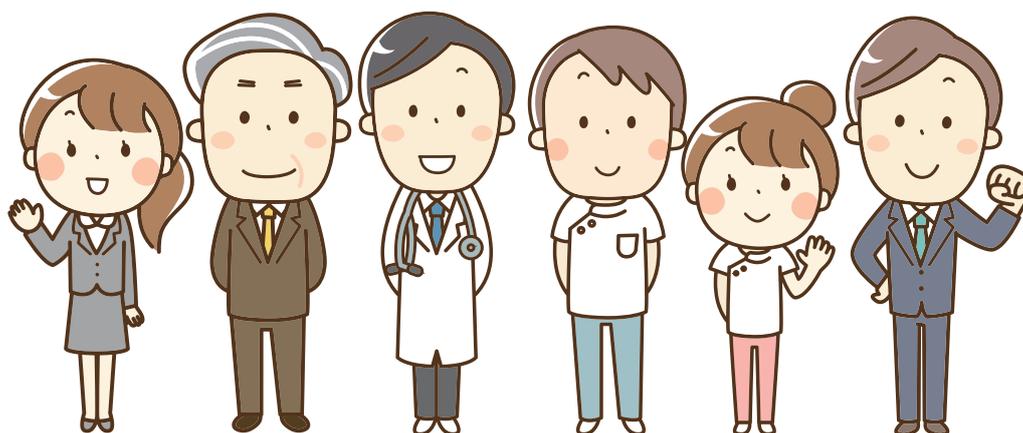
そのためには、できるだけ早期から医療・ケアチーム・地域関係者・成年後見人等、ご本人に関わる人が、チームとなって日常より継続的に意思決定能力の向上を支援し、意思を把握することが重要です。

一方で、現実の医療の場面では、ご本人の意思が確認できない場合も日常的に多くみられます。現時点では、ご本人以外の第三者の決定・同意について、法令等で定められている一般的なルールはなく、社会通念や各種ガイドラインに基づき、個別に判断されているものと考えられます。

### 注意事項

成年後見人等の第三者が医療に係る意思決定・同意ができる（いわゆる医療同意権）とする規定はなく、後見人等の業務に含まれているとは言えません。

医療機関が成年後見人等に対して説明を行った旨を事実確認として残したい場合には、「成年後見人として担当医の説明を受けました」等の記載とすることで対応するという方法もあります。医療機関が成年後見人等に、同意書へのサインを強要することがないように注意が必要です。



# 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

## 1 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

① 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多専門職種 of 医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることが最も重要な原則である。

また、本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、本人との話し合いが繰り返されるのが重要である。

さらに、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いが繰り返されるのが重要である。この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことも重要である。

② 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断すべきである。

③ 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行うことが必要である。

④ 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本ガイドラインでは対象としない。

## 2 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

### (1) 本人の意思の確認ができる場合

① 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされることが必要である。

そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。

② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものことから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をそ

の都度示し、伝えることができるような支援が行われることが必要である。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いが繰り返し行われることも必要である。

- ③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

## (2) 本人の意思の確認ができない場合

本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返す行う。
- ③ 家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

## (3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記 (1) 及び (2) の場合において、方針の決定に際し、

- ・医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ・本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- ・家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合等については、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行うことが必要である。

(厚生労働省 改訂平成 30 年 3 月)

## 「身元保証人・身元引受人がない時の医療や介護サービスの利用について」

医師法・各介護保険施設の基準省令により、正当な理由なく医療や介護保険施設の入所を拒むことはできません。しかし医療・介護の現場において、病院の転院や退院、施設利用等の際に「身元保証人・身元引受人等」がないことで必要な医療や介護サービスの利用に時間を要するなど、市民にとって「身元保証・身元引受等」が足かせになっている事例があります。

医師法 19 条 1 項は「診療に従事する医師は、診療治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と規定されています。この「正当な事由がある場合」とは、医師の病気により診療が不可能な場合等、社会通念上妥当と認められる場合に限るとされており、「身元保証人・身元引受人等」がないことを理由に医療を拒むことは出来ないと解されています（内閣府消費者委員会等の見解）。

同様に介護保険施設への入所についても、各介護保険施設の基準省令において「正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない」とされており、同じく「身元保証人・身元引受人等」がないことは、福祉サービスを拒む正当な理由には該当しないとされています（厚生労働省平成 28 年 3 月 7 日全国担当課長会議配布資料）。

### 連帯保証人と保証人

ご本人が債務を履行しないときには、ともにご本人に代わってその債務を履行する責任を負います。しかし保証人と連帯保証人には、その責任の重さに違いがあります。連帯保証人は主債務であるご本人と同等の責任を負うことになり、差し押さえの求めにも応じなければなりません。一方保証人は債権者が主たる債務者からの弁済を受けられないときに、初めてその補充として弁済の義務を負うことになります。

### 身元保証人と身元引受人

法令上の規定に「身元保証人」や「身元引受人」という用語はありません。一般的に「ご本人が誰かに損害を与え、ご本人がその損害を賠償することができない場合に、その損害を担保する人」を身元保証人といい、病院や施設を出る際に「ご本人の身柄を引き受ける人」を身元引受人ということが多ようです。

※なお、「身元保証ニ関スル法律」（昭和 8 年法律第 42 号）に規定される身元保証は雇用契約上の規定であり、医療機関で使われている身元保証とは、その意味が異なります。

# 松江市内病院 相談窓口一覧



病院名	担当課	電話
鹿島病院	医療相談部	82-9096
こなんホスピタル	地域連携室	66-0712
玉造病院	地域医療連携室	62-1591
松江青葉病院	地域医療連携室	21-3565
松江医療センター	地域医療連携室	24-7671
松江記念病院	地域連携課	29-0166
松江市立病院	医療相談室	60-8083
松江生協病院	医療福祉相談室	22-1614
松江赤十字病院	医療社会事業課	32-6901
八雲病院	地域連携室	23-3456

# 松江市身寄りがない人への 支援ガイドライン策定委員会名簿

## 策定委員

(敬称略)

所 属	氏 名
法テラス島根法律事務所	弁護士 三村 明
松江市医師会	医師 伊藤 健一
松江赤十字病院医療社会事業部医療社会事業課	課長 奥 公明
島根大学人間科学部	准教授 ★加川 充浩
松江圏域老人福祉施設協議会	副会長 武部幸一郎
松江地域介護支援専門員協会	会長 岡田 昌治
島根県精神保健福祉士会	会長 貝谷 昭
松江市立病院総合支援センター医療相談室	医療ソーシャルワーカー 吾郷 利宏
松江市役所福祉部	次長 土江 紀明
松江市役所健康部	次長 高橋 浩三
松江市役所市民部	次長 松浦 徹
松江市社会福祉協議会	常務理事 諏訪 方宣

★策定委員長

## 編集オブザーバー

松江赤十字病院医療社会事業部医療社会事業課	係長	樋野 耕平
-----------------------	----	-------

## 編集委員

松江市社会福祉協議会総務課総務係	係長	布野 貴嗣
松江市社会福祉協議会総務課経営企画係	係長	中村 靖子
松江市社会福祉協議会地域福祉課地域福祉係	係長	樽 澄子
松江市社会福祉協議会生活支援課生活支援係	係長	小須賀昭雄

## 事務局

松江市社会福祉協議会地域包括ケア推進課	課長	湯浅 佳代
松江市社会福祉協議会地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係	係長	池田 圭介
松江市社会福祉協議会地域包括ケア推進課在宅医療・介護連携支援センター	係長	角 知子

引用文献

**「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」**

平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)

「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班  
研究代表者山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座 山縣然太郎氏(平成31年5月)

